

令和6年度 要介護認定調査 特記 記載内容のポイント

調査項目	基準	特記 記載例	より伝わる 特記 記載例	記載時のポイント	
1-1 麻痺	<ul style="list-style-type: none"> 自動・他動で、どこまで挙上・保持できるかを数字で表す。 (例: ○°まで挙上、△/×まで挙上等) 規定動作の体位を記載。(例: 椅子座位・仰臥位等) 調査時、体調不良等で動作を行えない場合は、頻回な状況で選択する。 規定値までできない場合は、可能な限り理由も記載する。 <p>【麻痺・拘縮の判定(例)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 自力=他動=規定値 特記例: 両上下肢とも、自力・他動とも規定値まで可 判定 : 麻痺・拘縮ともに「なし」 自力<他動<規定値 特記例: 両上肢規定動作可、両下肢は自力1/3、他動2/3可だが規定値までは不可。 判定 : 麻痺「右下肢」・「左下肢」、拘縮「膝関節」 自力<他動=規定値 特記例: 両上肢規定動作可。両下肢は自力1/2、他動で規定値まで可。 判定 : 麻痺「右下肢・左下肢」、拘縮「なし」 		<ul style="list-style-type: none"> 椅子座位にて確認。筋力低下により、両上肢が自動2/3、他動で規定値まで可。 原因不明だが、両下肢は自他動とも2/3で保持も可。 両肘は自動1/2のみ伸展、両足首は自他動とも全く動かせない。その他に可動域制限なし。 <p>【麻痺】「右上肢」「左上肢」「その他(肘・足首)」 【拘縮】「膝関節」「その他(足首)」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規定動作時の体位 自動・他動での違い 具体的な可動域制限 その他の関節に可動域制限はあるのか 	
1-2 拘縮					
2-1 移乗	<ul style="list-style-type: none"> 定義上のどこからどこへの移乗か。 「ベッド ⇄ 車いす(いす)」、「畳 ⇄ いす」、「ベッド ⇄ ポータブルトイレ」等 体位交換・でん部を動かす行為も含まれる。 (見守りの場合) 理由、常時必要なのか。 移乗機会が全くない場合は、座り直し等、移乗の想定ができる情報を記載。 ※「入院中等で、歩いて移動でき、移乗はリハビリ時のみ。」等の場合は、移乗時の介助の方法で選択。 		<p>【審査会時に判断に迷う例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移乗は、妻が見守っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ベッドから車いすへの移乗の際に、転倒の危険があるため、妻が必ず見守っている。「見守り等」。 	<ul style="list-style-type: none"> どこからどこの移乗なのか なぜ見守りが必要なのか
2-2 移動	<ul style="list-style-type: none"> 移動の様子(器具等の有無)。 介助の方法(車いすを押す・体を支える・体を抱える等)。 転倒があれば、その頻度。 ※判定は室内での移動で。外出時は含まない。 		<p>【誤った判断の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅内は、自力で家具や壁につかまって移動。 週3回のデイサービスでは、転倒リスクが高いため職員が付き添い移動。「見守り等」を選択。 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅内は家具や壁につかり、自力で移動。 週3回のデイサービスでは、転倒リスクが高いため職員がすぐそばで見守り移動。 頻度から「介助されていない」を選択。 ※介助が必要と判断した場合は、その根拠を記載。 	<ul style="list-style-type: none"> 頻度は、自宅内の方がデイサービスよりも高いため
2-5 排尿	<ul style="list-style-type: none"> 下着(布・紙パンツ・紙おむつ)、回数(できるだけ)、介助の方法(一連の行為のどこに介助されているか・介助の頻度) ※介助の方法が朝・夜で異なり、回数も同じ場合は判断根拠 (例「適切な介助」等)を記載。 ※便器に座る動作は、2-1「移乗」に該当。 <p>【排尿】 「ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ・尿器への排尿」「陰部の清拭」「トイレの水洗」「トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿後の掃除」「オムツ、リハビリパンツ、尿とりパッドの交換」「抜去したカテーテルの後始末」</p>		<p>【審査会時に判断に迷う例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5~6回/日。必ず家族が見守りを行う。 <p>【誤った判断の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5~6回/日。自宅内では、一連の行為を自力で行う。 週3回のデイサービスでは、職員がズボンの上げ下げに介助を行う。「一部介助」を選択。 	<ul style="list-style-type: none"> 5~6回/日。自力で一連の行為を行うが、ズボンの上げ下げがうまくできないことがあるため、必ず家族が見守りを行う。「見守り等」を選択。 	<ul style="list-style-type: none"> 一連の行為はできているのか なぜ見守りが必要なのかを追記
2-6 排便	<p>【排便】 「ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ・排便器への排便」「肛門の清拭」「トイレの水洗」「トイレやポータブルトイレ、排便器等の排便後の掃除」「オムツ、リハビリパンツの交換」「ストーマ袋の準備、交換、後始末」</p>		<p>【誤った判断の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎日排便あり。一連の行為は自力で行っているが週2回ほど、失敗し手や床を汚すため、その際は家族が便器等の掃除を行っている。 頻度から、「介助されていない」を選択。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎日排便あり。一連の行為は自力で行っているが、週2回ほど、失敗し手や床を汚すため、その際は家族が便器等の掃除を行っている。 頻度から、「介助されていない」を選択。 	<ul style="list-style-type: none"> 便器等の掃除が不要な場合の方が頻度が高いため

令和6年度 要介護認定調査 特記 記載内容のポイント

調査項目	基準	特記 記載例	より伝わる 特記 記載例	記載時のポイント
2-7 口腔清潔	<ul style="list-style-type: none"> 自分の歯・部分義歯・総義歯のどれか。 自分の歯がある場合は、「歯ブラシやうがい用の水の用意」「歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備」「義歯の着脱」「うがい」等、どこに介助がされているか。 義歯がある場合は、着脱・洗浄のどこに介助がされているか。 ※本人が「水を口に含む～うがい」をできていれば、物品用意のみ介助となり「一部介助」。不衛生な状況など、うがいのみでは不適切と判断する場合は、状況と必要な介助を記載して判断。 ※清潔意識が低い等の理由から、動作そのものの促しや移動介助は入らない。不適切な状況のため、介助が必要と判断した場合は、不適切な状況と、必要な介助を記載。 	<p>【誤った判断の例】 ・歯茎のみ。家族が水を口に入れ、本人はうがいのみ行う。「一部介助」を選択。</p> <p>【動作前の声掛けの場合】 ・上は自分の歯、下は総義歯。清潔意識が乏しいため、家族が動作前に促しの声掛けをしている。促せば一連の動作はおこなえ、不適切な状況もないことから、「介助されていない」を選択。</p> <p>【動作中の声掛けの場合】 ・上は自分の歯、下は総義歯。認知症で同じ箇所を磨き続けてしまうため、動作中に家族が声掛けをしている。「一部介助」を選択。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歯茎のみ。うがいのみ行う。家族が水を口に入れ、本人はうがいのみ行う。「全介助」。 	<ul style="list-style-type: none"> 水を口の中に入れるのも介助されているため 声掛けの理由 ※動作前の促しの声掛けは「介助されていない」 ※動作中の声掛けは「一部介助」
3-4 短期記憶	<ul style="list-style-type: none"> 調査直前の行動を、把握しているかを記載。 他の確認方法として、①3品提示、②調査時、視力確認表を見たことを覚えているか（約10分程時間を空けて確認）等。 <p>※調査時の様子と、日頃の様子が異なる場合は、特記にそれぞれの状況を記載し、判断は頻度の多い日頃の様子で行う。</p>	<p>【審査会時に判断に迷う例】 ・できない。（他に記載なし）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査直前の行動は覚えていない。調査時、10分前に視力確認表を見たことを覚えていたが、日頃は短期記憶が出来ないと聞き取り「できない」。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査直前の行動を答えられたか 調査時に確認した時の様子 日頃の様子
3-7 場所の理解	<ul style="list-style-type: none"> 「ここはどこですか」という質問に対し、「自宅」・「病院」等の区別ができるか。日頃の理解はあるのか。 所在地や施設名を尋ねる質問ではない。 <p>※調査時の様子と、日頃の様子が異なる場合は、特記にそれぞれの状況を記載し、判断は日頃の様子で行う。</p>	<p>【審査会時に判断に迷う例】 ・どこにいるかの質問に、自宅ではないと答えた。「できる」を選択。</p> <p>【誤った判断の例】 ・施設であることは理解していたが、施設名を答えられなかった。「できない」を選択。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自宅ではないと答えるが、病院・施設等の選択肢でも答えられず、場所の理解はない判断。「できない」を選択。 施設であることは理解していたが、施設名を答えられなかった。「できる」を選択。 	<ul style="list-style-type: none"> 「どこにいるか」の理解できているかで判断 所在地や施設名を尋ねる質問ではない
4-4 昼夜逆転	<ul style="list-style-type: none"> 夜間に活動し、それによって昼の活動に影響が出ている場合は「ある」を選択する。 上記以外に、通常、日中行われる行為を夜間行っている場合は該当。 	<p>【誤った判断の例】 ・1日中覚醒していることが週1回以上ある。 今のところ日中の生活に支障はない。「ある」を選択。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1日中覚醒していることが週1回以上ある。 今のところ日中の生活に支障はないため、特記のみ。 	<ul style="list-style-type: none"> 昼の活動への影響 頻度
4-5 同じ話をする	<ul style="list-style-type: none"> 一日の中で、同じ話を何度もしつこくする場合は「ある」を選択する。 <p>※忘れて何度も聞いてくる場合は特記のみ。4-12「ひどい物忘れ」に該当。</p>	<p>【審査会時に判断に迷う例】 ・日に何度も同じ話をすることが月1回ほどあり。 家族はその都度聞いている。「ときどきある」を選択。</p> <p>【誤った判断の例】 ・毎日のように、家族が伝えたことを忘れてしまい同じことを何度も聞いてくるので、家族はその都度答えている。「ある」を選択。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1時間おきに同じ話をすることが月1回ほどあり。 家族はその都度聞いている。「ときどきある」を選択。 (5)(12)毎日のように、家族が伝えたことを忘れてしまい、同じことを何度も聞いてくるので、家族はその都度答えている。(5)特記のみ。(12)「ある」を選択。 	<ul style="list-style-type: none"> 同じ話をする間隔・頻度 もの忘れに起因するものは (12)「ひどいもの忘れ」に該当
4-7 介護に抵抗	<ul style="list-style-type: none"> 単に、助言しても従わない（言っても従わない）場合は<u>含まない</u>。 介護抵抗の具体的な様子と頻度を記載する。 手を振り払う、体をこわばらせて激しく抵抗する場合は「ある」を選択する。 <p>※入浴や口腔清潔等を促しても頑なに聞かない等の場合は、特記のみで、4-14「自分勝手に行動する」が該当。</p>	<p>【審査会時に判断に迷う例】 ・不穏状態の際、要求が通らないと抵抗することがある。「ある」を選択。</p> <p>【誤った判断の例】 ・家族が介助しようとすると「しなくていい」等と言い、怒ってしまうので困ると聞く。「ある」を選択。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自分でできると言い、<u>介助者の手を払いのける</u>ことが毎日ある。 家族が介助しようとすると「しなくていい」等と言い、怒ってしまうので困ると聞く。特記のみ。 	<ul style="list-style-type: none"> 抵抗の具体的な様子 単に助言しても従わない場合は含まない 手を振り払う、体をこわばらせて激しく抵抗する場合は該当

令和6年度 要介護認定調査 特記 記載内容のポイント

調査項目	基準	特記 記載例	より伝わる 特記 記載例	記載時のポイント
4-12 ひどい 物忘れ	・物忘れに起因する行動の有無・周囲の実際の対応や対応の必要性の有無で判断。特記事項には記載する。	【審査会時に判断に迷う例】 ・多少のものの置き忘れ等、年相応の物忘れはある「ある」を選択。	・ものの置き忘れはあるが自身で思い出すことが多く、周囲の対応が必要な状況ではない。「ない」を選択。	・もの忘れの具体的な様子 ・周囲の者の対応が必要な状況なのか
5-5 買い物	・誰が「食材・日用品の選択（商品を棚から取る）」、「代金を支払う」のかを全体の頻度から判断する。 ・嗜好品は判断基準に含まない。 ※「必ず付き添いが必要」等の場合は「一部介助」や「全介助」を選択。 ※「商品の選択・棚からとる」ことを家族と一緒にに行う場合は、支援が必要なのかを具体的に記載。 例：自身のみでの買い物だと不十分なため、家族が同行し、商品選択を一緒に行つ。等	【審査会時に判断に迷う例】 ・食材、日用品は家族が購入する。 【誤った判断の例】 ・家族と一緒に買い物に行き、本人が買うものの選択・支払いを行うが、重いものは家族が棚からとるようにしている。「一部介助」を選択。 ・食材・日用品は家族が見繕って購入しているが、お酒・タバコ・嗜好品は自分で買っている。「一部介助」を選択。	・食材、日用品は家族が見繕って購入している。 ・家族と一緒に買い物に行き、本人が買うものの選択・支払いを行うが、重いものは家族が棚からとるようにしている。頻度から、「介助されていない」を選択。 ・食材・日用品は家族が見繕って購入しているが、お酒・タバコ・嗜好品は自分で買っている。「全介助」を選択。	・本人が買い物の依頼をしているか ・商品を棚からとる際、介助されている頻度の方が高いのか ・食材・日用品等での買い物で判断。
5-6 簡単な 調理	・定義の「炊飯」・「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」・「即席めんの調理」の介助の状況を記載する。 ※定義以外の調理は、特記記載事項だが判断基準にはならない。 ・経管栄養は、温め介助あり→「全介助」 温め介助なし→「介助されていない」 ・直近1週間で、最も多い食事方法における介助の有無で判断。 【温め直しの判定例】 ・本人の生活場所（在宅・病院・施設等）で用意されたものを、そのまま食べている→「全介助」 本人が温め直している→「介助されていない」 ・作り置きされたものを、 本人が温め直す・そのまま食べている→「介助されていない」 ・本人の生活場所以外（別居の親族宅等）で用意されたもの（配食弁当含む）を本人が温め直す・そのまま食べている→「介助されていない」	【審査会時に判断に迷う例】 ・同居の長女が調理したものを食べている。「全介助」を選択。 ・経管栄養を施設で対応している。「介助されていない」を選択。 【誤った判断の例】 ・朝・夕は家族が炊飯・調理したものをそのまま食べる。昼は独りのため、家族が作り置きしたものを本人が温めている。「介助されていない」を選択。 ・本人は、お湯を沸かす・温め直しができるが、毎日、家族が炊飯・調理したものをそのまま食べている。「介助されていない」を選択。 ・本人が調理をするが、味付けが濃くなりすぎるため、家族が見守っている。温め直し等は自力でできている。「見守り等」を選択。	・同居の長女が調理したものを食べ。本人は温め直しも行っていない。「全介助」を選択。 ・経管栄養を施設で対応し、温めはなし。「介助されていない」を選択。 ・朝・夕は家族が炊飯・調理したものをそのまま食べる。昼は独りのため、家族が作り置きしたものを本人が温めている。頻度から、「全介助」を選択。 ・本人は、お湯を沸かす・温め直しができるが、毎日、家族が炊飯・調理したものをそのまま食べている。「全介助」を選択。 ・本人が調理をするが、味付けが濃くなりすぎるため、家族が見守っている。温め直し等は自力でできている。「介助されていない」を選択。	・定義上の「簡単な調理」は自身で行っているのか ・経管栄養に温めの介助がされているか ・頻度が高い状況で判断 ・「能力」ではなく、実際の「介助の方法」で判断 ・定義上の「簡単な調理」の状況で判断